

公共下水道への接続のお願い

排水設備の普及促進

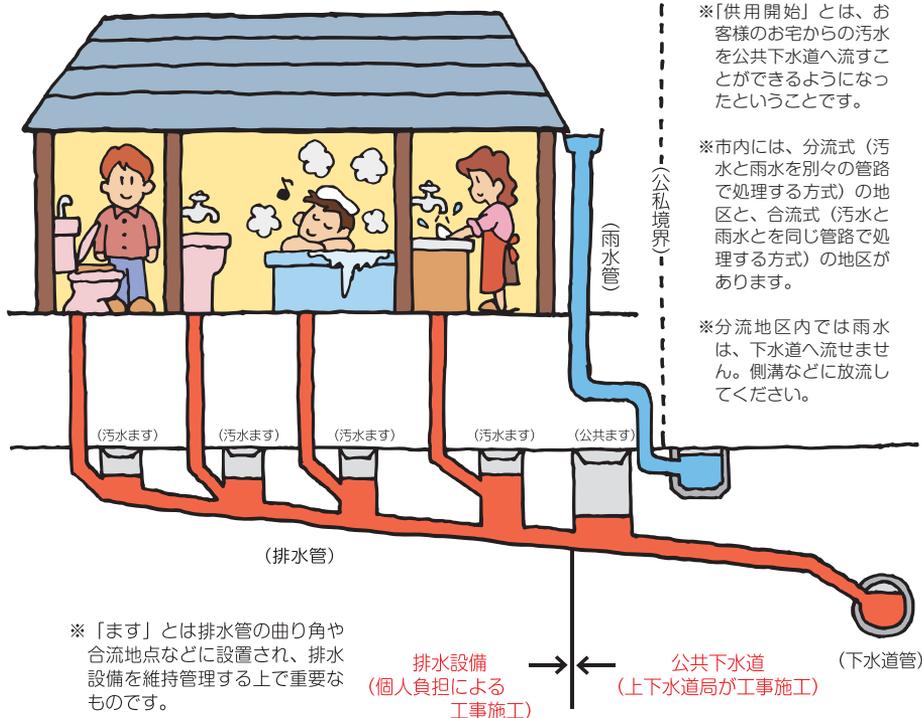
毎日のくらしのなかで出された汚水は、そのまま住宅のまわりにたまったり、側溝や水路などを通り近くの川へ流れ込んで、悪臭をはなったり、ハエや蚊などの発生の原因になるなど地域の生活環境を悪くします。

そのため、上下水道局では、計画的に着実な下水道の整備と、家庭内の排水設備の普及促進に努力しています。

皆さんの地域に、公共下水道が整備され、下水道が使えるようになりましたら、「供用開始」のお知らせ文書を配付します。供用開始により排水設備工事ができるようになります。

なお、自己資金のみでは工事が困難な場合、工事費の融資あっ旋・利子補給制度を設けていますので、一日も早い排水設備の設置をお願いします。

排水設備とは…



排水設備とは

排水設備とは、家庭内の便所・浴室・台所などから流れでる汚水を、上下水道局が設置した下水道施設（公共ます）に接続し、スムーズに排除するための施設です。

これらの排水設備は個人の財産ですので、個人負担での設置及び維持管理を行っていただくことになります。

下水道が使えるようになった区域内的の建物の所有者の方々には、下水道法や下水道条例等により次のことが義務付けられています。

- 1 台所・浴室・洗濯などから出される汚水は、供用開始日から6ヵ月以内に直接公共下水道（公共ます）に接続してください。（下水道法第10条及び下水道条例第3条）

し尿浄化槽を設置している方は、排水先を供用開始日から6ヵ月以内には、直接公共下水道（公共ます）に接続してください。

その場合、し尿浄化槽をそのままにしておくと、清掃点検・保守点検の費用を負担しなければなりませんので、接続される時に一緒に廃止してください。



- 2 くみ取り式便所をお使いのご家庭では、供用開始日から3年以内に水洗式の便所に改造して直接公共下水道（公共ます）に接続してください。（下水道法第11条の3）

排水設備工事の進め方

指定工事店との契約

指定工事店に、現地調査・設計・見積りを依頼します。（できれば二社以上の工事店に見積りを依頼されることをお勧めします。）便器の機種・施工方法・費用・支払い条件など、十分に打ち合わせを行い、その中の一社と工事契約をします。（工事着工後の自己資金から融資あつ旋・利子補給制度（26 ページ参照）への変更はできません）

工事計画書の届出

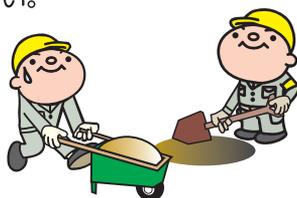
指定工事店が代理人となり、必要書類を熊本市上下水道局に提出します。工事依頼人の押印が必要です。

上下水道局では、施工方法などが基準に合い適正かどうかを審査して計画の確認をします。



工事の着手

- 1 工事は、トイレ、台所、浴室などの汚水口から公共ますまでの汚水管やますを新設したり既設のますの手直しなどをします。
- 2 既設の便槽内のくみ取りは、専門の業者に依頼してください。便槽の清掃、消毒をしたあと適正に処理します。（浄化槽の廃止も同様です。）指定工事店と相談して日程を決めてください。
- 3 くみ取り式便所の場合、水洗トイレの便器の設置などの改造工事を行います。工事に必要な日数は、一般の住宅の場合2日から3日ぐらいです。（トイレが使えないのは1日程度です。）



下水道使用開始届、工事完了届の届出

- ・ 下水道を使用することになりますので、**公共下水道使用届を提出してください。**
- ・ 工事完了届の提出を受けて、上下水道局が完了検査を行います。（完了検査は熊本市上下水道局の委託を受けた公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社が行います。）



下水道への 接続推進

公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社では、排水設備の工事の事前審査受付から工事完了後の検査業務を上下水道局から委託を受け行うほか、河川や海の水環境保全を目指し、下水道接続促進のための啓発活動やお客さまからの相談対応などを行っています。

◎連絡先／公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社 ☎096-288-7361

下水道の各種補助制度

工事費の融資あっ旋・利子補給制度について

下水道が使えるようになったら1日も早く排水設備工事を行っていただくために「融資あっ旋・利子補給制度」を設けています。

この制度は、自己資金のみでは排水設備工事費用を負担することが困難な方に対して、民間金融機関をあっ旋し、金融機関への償還が完了したあとに利子の全額を補給する制度です。

*制度を利用できる人

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次の全ての項目に該当する人

- ①処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
- ②融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
- ③市税及び受益者負担金を滞納していない人
- ④取扱金融機関の融資条件(年齢条件等)に適合する人

*融資あっ旋の限度額

くみ取り式便所の改造工事	330,000円/1カ所
--------------	--------------

し尿浄化槽切替工事	330,000円/1基
-----------	-------------

※工事着工後の自己資金から融資あっ旋・利子補給制度への変更はできません。

*融資及び保障の利率

2.90%～7.50%

(取扱金融機関によって異なります。利率は、変更になる場合があります。)
約定日に口座振替ができなかった場合には、別途遅延利息が発生します。

* 償還の期間及び方法

償還期間は、36ヵ月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による口座振替です。

* 利子補給

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給します。

工事の費用 (標準的家屋の一例としてお考えください。)

くみ取り式便所の改造工事

工事名	洋風腰掛便器	備 考
水洗便所工事	112,000円	水洗便器本体 (価格は便器の種類で変わります) 器具取付費
汚水ます工事	83,000円	汚水ますφ150mm×5箇所
排水管工事	94,000円	塩ビ管 100mm×15m // 75mm×5m
給水工事	19,000円	給水管 13mm×3.5m 保温工事 3.5m
計	308,000円	(税抜き)

し尿浄化槽切替工事

工事名	費 用	備 考
便槽処理	33,000円	(7人槽・腐敗型)
汚水ます工事	83,000円	汚水ますφ150mm×5箇所
排水管工事	94,000円	塩ビ管 100mm×15m // 75mm×5m
計	210,000円	(税抜き)

し尿浄化槽の人槽によって、便槽処理価格は変わります

これらの工事は、家屋や敷地の形状、トイレの種類によって異なります。また、便槽内のくみ取り費用は、上記の標準工事費には含まれてはおりません。

◆工事費の融資あっ旋・利子補給制度について
給排水設備課 排水設備班 ☎096-381-1153

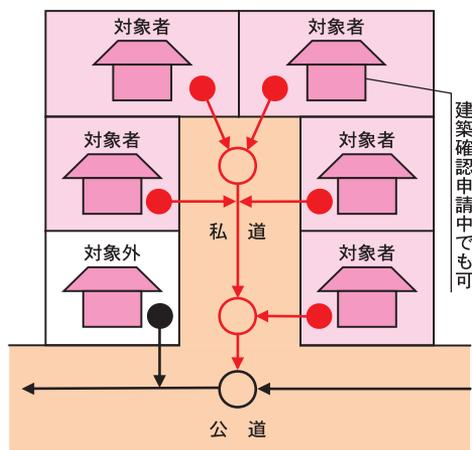
私道にも公共下水道を公費で布設します

公共下水道の普及促進のため下記の条件を満たせば、私道についても公共下水道を公費で布設します。なお、助成金制度(2/3助成)も別途設けておりますので、公費布設の条件に適合しない場合はご相談ください。

布設の条件

1. 私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路(公共下水道の設置に係る工事の契約が締結されたものを含む。)に接続されていること
2. 私道の形態が明確かつ分筆され、地目が公衆用道路であること
3. 公共下水道の布設および維持管理において、家屋等への影響がない道路幅員を有すること
4. 私道に面する土地が2筆以上あり、かつ1戸以上の建物が建っており、又は、建築予定であること
5. 公共下水道の設置又は維持管理について、所有者等全員が同意していること。ただし、所有者不明土地がある等管理者が別に定める場合は、この限りではない。
6. 公共下水道が存置する期間、無償で使用できるもの(権利を移転する場合にあっても同様とする。)であること
7. 開発区域内道路にあつては、開発完了後3年を経過していること

私道の公共下水道(公費)布設事例



■連絡・お問い合わせ

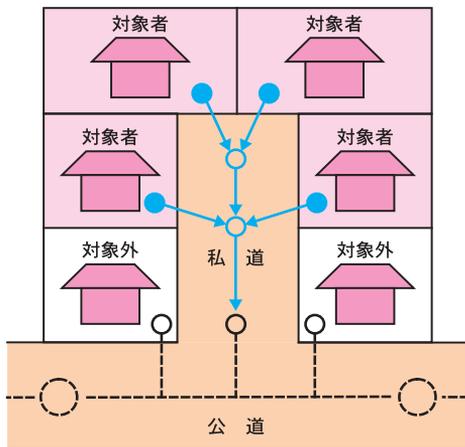
計画調整課 事業調整班 ☎096-381-3024

私道に対する共同排水設備助成金制度について

次の条件を備えた私道に共同で排水設備を設けるときは、熊本市上下水道局が私道部分の排水設備工事費の3分の2を助成します。ただし、維持管理は皆さんで行ってください。（公共下水道ではありません。）

助成の条件

- 1 私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。（注1）
- 2 共同排水設備工事完了後、すみやかに水洗便所に改造すること。
- 3 土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- 4 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。



注1. 公道に面する土地または家屋の所有者が私道から下水道に接続するならば対象者となります。

助成の申請方法

助成を受けられる方々の中から代表者を選任し、その代表者は熊本市排水設備指定工事店を通じて共同排水設備の工事着工前に、共同排水設備助成申請書等を熊本市上下水道局に提出してください。（必要な書類は、熊本市排水設備指定工事店が用意いたします。）

代表申請者



熊本市排水設備
指定工事店



上下水道局計画調整課

■連絡・お問い合わせ

計画調整課 事業調整班 ☎096-381-3024

関連する補助・助成制度のご案内

1 雨水浸透ます設置の補助について

熊本市では、市域の住宅等の屋根に降った雨水を地下に浸透させて、道路等へ流出する量を減らし、流出するまでの時間を遅らせることにより、道路等の冠水被害を軽減し、併せて地下水のかん養にもつながる雨水浸透ますの設置に補助をしています。(下水道管に流すことのできない雨水を、有効に処理します。)

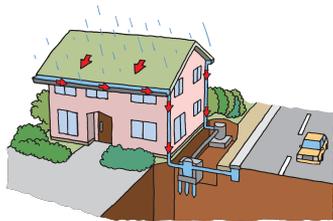
補助の対象者

熊本市内で家の新築、購入、リフォーム等や現在お住まいのお宅に雨水浸透ます設置を計画されている方。

(雨水浸透ます設置工事前に限ります。)

※雨水浸透ますを設置する敷地の所有者又は所有者の同意を得た方

※市税を滞納していない方



補助の対象基数

1. 新築、増築住宅の場合 2基目から補助します。
2. 既存住宅の場合 1基目から補助します。

補助金の額

○総額で20万円を限度額とします。

○雨水浸透ます1基当たりの補助金の額

コンクリート製 19,000円 塩化ビニール製(ポリプロピレン製) 14,000円
(内幅350mm以上×高さ600mm以上) (内幅300mm以上×高さ400mm以上)

申込み・完了の手順



注意

- 補助金の申込みは雨水浸透ます設置工事前にお願いします。工事が始まっているものや既に終わったものには補助金の交付はできません。
- 急傾斜地、低湿地等雨水を地下に浸透させることが不適当な土地に設置される雨水浸透ますは、補助の対象となりませんので、事前にご相談ください。
- 補助対象となる雨水浸透ますは、雨どいのみを接続するのが条件で、雨水以外のものは流すことはできません。(新築、増築の場合の1基目も同様です。)(足洗い場等の排水の接続不可)
- 設置工事は、熊本市の競争入札参加有資格業者名簿に登録の方及び熊本市上下水道局指定の排水設備指定工事店の方、又はこれらに準ずる方にご依頼願います。
- この補助金を受けた場合、雨水浸透ますを5年間使用するとともに、清掃、その他浸透機能の維持保全に努めなければなりません。

※「熊本市地下水保全条例(平成20年7月1日施行)」により、建物を新築・増築する場合には、地下水かん養の観点から、雨水浸透ます、緑地その他等雨水を地下に浸透させるための施設の設置が義務化されています。

■制度、申込み方法など詳しくは、都市建設局 河川課(☎096-328-2571)

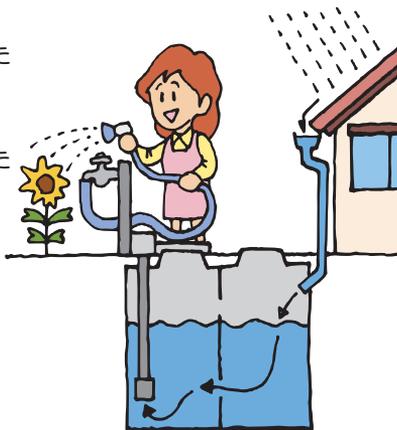
2 (使わなくなった)浄化槽の雨水貯留施設への転用補助について

熊本市では、公共下水道への接続等で不用となった浄化槽を転用して、雨水貯留槽として利用する方に補助を行っております。

補助金の主な条件

- 1 公共下水道への接続等で不用となった
不用浄化槽であること
- 2 構造基準を満たす浄化槽であること
(原則として昭和55年以降に設置された
浄化槽)
- 3 自宅(熊本市内)の浄化槽であること

※転用後は適正な維持管理をしてください。



補助金の額

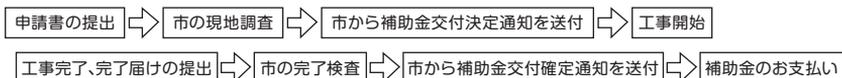
- 工事費用の2分の1に相当する額
(限度額7万円)

工事の内容

- 1 浄化槽を雨水貯留施設に改造する
- 2 専用のポンプを設置する
- 3 専用の水栓を設置する

地下水保全のために雨水を利用
しませんか。
不用になる浄化槽の再利用もでき、
水道料も安くすみます。
断水など非常時のトイレの洗浄水
等に利用できます。

申請・完了の手順



注意

- 補助制度の内容が変更される場合がありますので、申請前に確認をお願いします。
 - 補助金の申請は、雨水貯留槽への転用工事前をお願いします。工事が始まっているものや既に終わったものには、補助金の交付はできません。
- ※他に、雨水貯留タンクの新設についても補助制度があります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

■雨水貯留施設補助制度のお問い合わせ

○環境局 水保全課 ☎ 096-328-2436

〈各区役所の総務企画課〉

○中央区 ☎ 096-328-2610

○北区 ☎ 096-272-1110

○南区 ☎ 096-357-4112

○西区 ☎ 096-329-1142

○東区 ☎ 096-367-9121

受益者負担金制度について

受益者負担金制度とは

公共下水道が整備された地域では、ハエや蚊の発生や悪臭の原因でもある汚水や排水を処理場まで送り、きれいな水に浄化できるため、生活環境が改善され、土地の利便性が高まり利用価値が増えるという利点があります。

これらの利点は市民全体が等しく受けるものではなく、下水道が整備されている区域内に土地を所有されている方に限られます。

地域の生活環境の改善を図るためには、国・県・市そして市民が一体となって計画的に公共下水道を整備していかなければなりません。しかし、下水道を整備するためには、多額の資金を必要とします。その建設費の一部を、新たに下水道が整備された区域に土地を所有されている方、または権利を持っている方に負担していただくのが、受益者負担金制度です。

この受益者負担金は下水道建設費の一部として、その土地の面積に応じ一度限りご負担していただくものです。

(根拠法令) 都市計画法第75条 熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和50年制定)

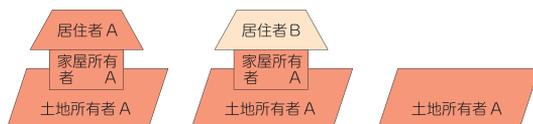
受益者負担金を納めていただく方(受益者)

「公共下水道が整備された区域内にある土地」の所有者が受益者となり受益者負担金を納めていただく方になります。

ただし、その土地に、権利者(地上権、質権、貸借人、使用借主)がある場合は、土地の所有者に代わり受益者となることができます。その場合、所有者と権利者の承認が必要です。

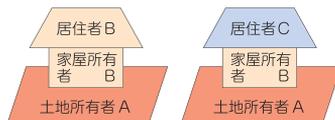
(1) 土地所有者(A)が受益者となる場合(単独申告)

土地所有者(A)の署名にて申告してください。



(2) 土地所有者(A)以外の方が受益者を希望される場合(連署で申告)

土地所有者(A)と、受益者(BまたはC)との連署の上申告してください。



負担金額と納める方法

受益者負担金の金額は、皆さんが所有されている土地または権利者である土地の面積（公簿）に応じて1平方メートルあたり200円（坪あたり約660円）を乗じて算出した額となります。

納める方法は、「一括払い」または「分割払い」があり、『申告』の際にどちらかを選択してください。（分割払いの場合でも、金利はつきません。）

8月以降、納期ごとに納入通知書をお送りしますので、納入通知書に記載された金融機関等でお支払ください。分割払いの場合は、便利な口座振替もご利用できます。

「一括払い」 → 納入通知書で一括払い

「分割払い」 → 納入通知書で年4回(8月・10月・12月・2月)×3年の分割払い
→ 納入通知書で第1期分を支払い、金融機関で口座申込みすれば、第2期分から口座振替可能

(例)

250平方メートルの土地所有者の負担金額は…

$$250\text{m}^2 \times 200\text{円}/\text{m}^2 = 50,000\text{円} \text{ (10円未満切捨)}$$

*一括払い … 第1期（8月）に50,000円支払いで終了

*分割払い … 第1期 4,100円+800円（端数） 4,900円
第2期～第12期 各4,100円 45,100円
合計 50,000円

分割払いの納付期間は年4回（8月・10月・12月・2月の納期月）を3年間続けることとなります（端数は、第1期に合算して取り扱います）。

受益者に変更があったとき

負担金納付の途中で住所が変わったり、土地の所有者または権利者に変更があった場合は、双方合意の上「受益者変更届」を提出してください。

提出がないと受益者を変更することができず、そのままお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

受益者が熊本市内に住んでいない場合、熊本市内に住んでいる方の中から納付管理人を定めて納める便利な方法があります。

■連絡・お問い合わせ

給排水設備課 排水設備班 ☎096-381-1153

受益者負担金納入までの流れ

下水道工事の完了

下水道の本管工事が完了し、各家庭から公共下水道への接続が可能になると、供用開始のお知らせをします。

賦課対象区域の公告（5月）

公告に記載されたところが、受益者負担金を賦課徴収する区域であり、公告の日以後に「受益者申告書」を送付します。

申告

土地所有者へ「受益者申告書」を送付（5月）

地元説明会（5・6月）

申告書を送らせていただいた区域の方を対象に説明会を行います。

（負担金制度や申告書の書き方などの説明を行ったり、質問を受けたりします。）

受益者は、申告書を上下水道局へ提出（5月～7月初め）

土地の所在、面積、所有者などを確認後郵送で提出してください。

（署名、支払い方法をお忘れなく）



申告書を送付

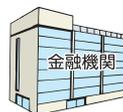
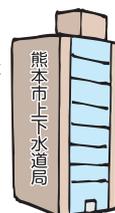
申告書の提出

決定通知書
納入通知書を送付



受益者負担金額の決定

申告に基づき、負担金の決定通知書、納入通知書を受益者へ送付（8月）



金融機関等で納付

受益者負担金の納付(8月～)

納入通知書に記載された金融機関等でお支払いください。

一括払いを選ばれた方は、1回の納付で支払いが終了します。

分割払いを選ばれた方は、期限までにお支払いをお願いします。また、口座振替を申し込まれますと、口座からの引き落としができます。

受益者負担金の減免

受益者負担金は、賦課区域内のすべての土地にかかりますが次のような土地にあてはまる場合は、一部または全部が減免されます。

減免を受けようとする方は、「減免申請書」の提出が必要です。

※減免申請書は申告書と同時に提出してください。

減免の対象となる土地	減免の割合 (%)
公共性のある私道敷で公道に準ずると認められるもの(道路)	100
神社・寺院・教会等が使用する境内地	50
墓地	100
消防器具格納庫・防災施設用地(防火水槽、調整池等)	100
国・県・市が使用している土地	25 ~ 75
民営鉄道の所有または、使用している土地	25 ~ 100
公・私立学校・幼稚園または社会福祉施設	75
公民館等集会所の敷地	50

受益者負担金の徴収猶予

現在、耕作中の農地や、受益者に火災など不慮の事故が生じ、負担金の納付が困難なときなど、一定期間次のような徴収猶予があります。

猶予を受けようとする方は、「徴収猶予申請書」の提出が必要です。

※徴収猶予申請書は申告書と同時に提出してください。

項目	説明	期間
農地、山林	田、畑または山林	3年(3年毎に更新が必要です)
生活困窮者	生活保護受給者であって保護証明が必要	1年(毎年更新が必要です)
裁判係争中の土地	土地の所有権等について裁判で争っている土地	3年(3年毎に更新が必要です)
災害・盗難その他事故	火災などの被災者	3年を限度として管理者が認定する期間(毎年更新が必要です)
その他	土地の状況により、排水設備を設置することができない土地など	3年(3年毎に更新が必要です)

猶予理由が消滅し、猶予を取消された受益者は、受益者負担金をお支払いいただくこととなります。

よくあるお問い合わせ

問1 受益者負担金の徴収猶予とは？

答) 受益者負担金を賦課した土地の現況によっては、申請に基づき受益者負担金の支払いを猶予（先延ばし）することができます。（職員による現地調査をさせていただきます。）

代表的な徴収猶予となる土地としては、田畑や山林があげられます。田畑や山林については、3年間徴収を猶予し、3年後も田畑や山林であれば徴収を猶予することができます。ただし、猶予を更新するときは、「徴収猶予申請書」（期間延長）の提出が必要です。

なお、徴収猶予を受けていた理由・状況が消滅したときには、猶予の取り消しを行うこととなります（届出が必要です）。ご注意ください。

問2 駐車場やさら地などの場合は、徴収猶予となるのですか？

答) 市街化区域にある土地は、現況が駐車場やさら地であっても、家を建てることが可能な土地と認められるため、受益者負担金を徴収猶予することはできません。

問3 受益者負担金の減免とは？

答) 受益者負担金を賦課した土地の状況によっては、申請に基づき受益者負担金の支払いを減免（減額や免除）することができます。

代表的な減免となる土地としては、公共性のある私道があげられます。私道であっても公道に準ずると認められる道路は100%減免されます。

なお、減免を受ける場合は、「減免申請書」の提出が必要です。（職員による現地調査をさせていただきます。）

問4 受益者負担金は、所得税の必要経費となりますか？

答) 不動産所得、事業所得等については、必要経費として認められる場合があります。詳しくは、所轄の税務署にお尋ねください。

■受益者負担金等については、給排水設備課 排水設備班(☎096-381-1153)へ

上下水道局からのお願い[下水道編]

下水道を使うとき、以下のことを気をつけて使いましょう

◆石油や薬品を流さないようにしましょう。

石油などを流すと、下水道管の中で爆発を起こすおそれがあり、大変危険です。

また、化学薬品などは、下水処理場の処理能力を落とすことにつながり川や海を汚してしまうことも考えられます。

さらにバッテリー液など強い酸性の液体を流すと下水道管のコンクリートを腐食させ、管がつぶれてしまい大きな事故につながるおそれもあります。



◆トイレにトイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう。

紙おむつやトイレ用掃除シート等の水に溶けにくいものを流すと下水道管の中で詰まり、トイレが使えなくなることがあります。トイレでは、トイレットペーパー以外のものを流さないでください。



◆台所からゴミや油を流さないようにしましょう。

ゴミや油を流すと、下水道管の中で固まり、詰まりや悪臭の原因になります。

◆ディスポーザ(生ごみ破砕機)単体での使用はやめましょう。

台所の生ごみなどをディスポーザで砕いて、そのまま下水道へ流してしまうと、下水道管の詰まりや悪臭の原因になります。ディスポーザに関しては、排水処理槽と組み合わせたディスポーザ排水処理システムの設置が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。



■連絡・お問い合わせは、

水再生課 水質管理指導班 (☎096-381-1157)へ